

3 用語の解説

自然増減	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
妊娠期間	出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。(昭和53年までは、 ^{かぞ} 数えによる妊娠月数) 早期：妊娠満37週未満(259日未満) 正期：妊娠満37週から満42週未満(259日から293日) 過期：妊娠満42週以上(294日以上)
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。 なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参 考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行(7月)により、人工妊娠中絶の中の、妊娠第4月以降のものも人工死産に含むことになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正(6月)により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含むことになった。

昭和27年以降：優生保護法の改正(5月)により、優生保護審査会の審査を廃止するなど、その手続が簡素適正化され、優生保護法による指定医師は本人及び配偶者の同意を得て、要件に該当する者に対し、人工妊娠中絶を行うことができるようになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準を、従来の「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改めた。

(昭和51年1月20日付け厚生省発衛第15号厚生事務次官通知)

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現を改めた。(昭和53年11月21日付け厚生省発衛第252号厚生事務次官通知)

平成3年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することのできる時期の基準を、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改めた。(平成2年3月20日付け厚生省発健医第55号厚生事務次官通知)

周産期死亡 妊娠満22週（154日）以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

妊産婦死亡 妊娠中又は妊娠終了後満42日未満¹⁾の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

その範囲は、直接産科的死亡（O00～O92）及び間接産科的死亡（O98～O99）に原因不明の産科的死亡（O95）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病（B20～B24）を加えたものである²⁾。

直接産科的死亡：妊娠時における産科的合併症が原因で死亡したもの

間接産科的死亡：妊娠前から存在した疾患又は妊娠中に発症した疾患により死亡したものをいい、これらの疾患は、直接産科的原因によるものではないが、妊娠の生理的作用によって悪化したものである。

注：1）昭和53年までは「産後90日以内」とし、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている。

2）昭和53年までの範囲は、基本分類表「X I 妊娠、分娩および産褥の合併症」には「間接産科的死亡」は含まれないので、「直接産科的死亡」がほぼ該当する。また、昭和54年から平成6年までは、基本分類表「X I 妊娠、分娩及び産じょく〈褥〉の合併症」（630～676）が該当する。

後発妊産婦死亡 妊娠終了後満42日以後1年未満における直接又は間接産科的原因による女性の死亡をいい、その範囲は、あらゆる産科的原因による母体死亡（O96）、産科的破傷風（A34）及びヒト免疫不全ウイルス〔H I V〕病（B20～B24）であり、I C D－10で新たに定義されたものである。

施設の種類

病院 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

診療所 医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

介護老人保健施設 要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とした施設で、介護保険法（平成9年法律第123号。平成12年4月1日施行）による都道府県知事の許可を受けたものをいう。

（参考）介護保険法施行前は老人保健法（昭和57年法律第80号）による老人保健施設である。

助産所 助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。

老人ホーム 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいう。

自宅 自宅の他、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅を含む。

世帯の主な仕事

- 農 家 世 帯 最多所得者が農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯
- 自 営 業 者 世 帯 最多所得者が自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯
- 常用勤労者世帯(Ⅰ) 最多所得者が企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従事者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
- 常用勤労者世帯(Ⅱ) 最多所得者が常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
- そ の 他 の 世 帯 最多所得者が上記にあてはまらないその他の仕事をしている世帯
- 無 職 の 世 帯 仕事をしている者のいない世帯(年金・利子等の収入で生活している世帯を含む)
- (参 考)

平成7年からの区分	昭和43年から平成6年までの区分
農 家 世 帯	- 専 業 農 家 世 帯 農業だけをしている世帯 - 兼 業 農 家 世 帯 農業とその他の仕事を持っている世帯
自 営 業 者 世 帯	自 営 業 者 世 帯 店や事務所を持って自由業・商工業・サービス業などを個人で経営している世帯
常用勤労者世帯(Ⅰ)	常用勤労者世帯(Ⅰ) 管理・事務・教員・販売・外交・医療保健技術者・旧専門学校卒業以上の技術者などの勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
常用勤労者世帯(Ⅱ)	常用勤労者世帯(Ⅱ) 常用勤労者世帯(Ⅰ)にあてはまらない勤労者世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者はその他の世帯)
そ の 他 の 世 帯	そ の 他 の 世 帯 上記以外の世帯
無 職 の 世 帯	

離婚の種類

- 協議離婚 戸籍法上の届出によって成立する(民763・764・739)が、これが有効に成立するためには、夫婦間に離婚についての意思の合致がなければならない。離婚意思の合致のない離婚は無効である。
- 裁判離婚 裁判所が関与して成立する離婚であって、調停離婚、審判離婚、和解離婚、認諾離婚及び判決離婚の5種があり、調停が成立したとき、和解が成立したとき、請求の認諾をしたとき、又は審判若しくは判決が確定したときに離婚の効果が生ずる。
- 調停離婚 当事者の申立て又は家庭裁判所の調停に付する処置により調停が開始される(家18・19Ⅰ)。調停において当事者間に離婚の合意が成立し、これを調書に記載したときは、調停が成立したものとし、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(家21Ⅰ)。
- 審判離婚 調停が成立しない場合に、家庭裁判所は、調停に代わる審判をすることができる(家24Ⅰ)。当事者が、2週間内に異議を申し立てると、審判はその効力を失うが、異議がなければ、審判は確定判決と同一の効力を有する(家25)。
- 和解離婚 離婚訴訟上において和解ができる(人訴37Ⅰ)。和解が成立し、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。
- 認諾離婚 離婚訴訟上において請求の認諾ができる(人訴37Ⅰ)。請求の認諾があり、それが調書に記載されたときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する(民訴267)。
- 判決離婚 調停が成立せず、審判も確定しない場合に、法定の離婚原因があるときは、当事者の訴えの提起により離婚の判決がなされる(民770、人訴2・4以下)。

(引用の条文 民=民法、家=家事審判法、民訴=民事訴訟法、人訴=人事訴訟法、条数は1,2、項数はⅠ,Ⅱ)

注：家事事件手続法の施行(平成25年1月1日)に伴い、家事審判法は廃止されたが、本報告書では、平成24年調査時点において施行されていた家事審判法の条文を引用している。